

神奈川県和学校部活動に関する方針【改定版】

令和5年3月

神奈川県

神奈川県教育委員会

目 次

本方針策定及び改定の趣旨等	1
1 適切な運営のための体制整備	1
(1) 部活動の方針の策定等	1
(2) 指導・運営に係る体制の構築	2
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	3
(1) 適切な指導の実施	3
(2) 部活動用指導手引きの普及・活用	4
3 適切な休養日等の設定	4
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	5
5 学校部活動の地域連携	6
6 学校単位で参加する大会の見直しについて	6
7 見直し	6

本方針策定及び改定の趣旨等

- 令和4年6月及び8月に、スポーツ庁及び文化庁に設置した部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示されたことから、国は、平成30年に策定した「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を令和4年12月に全面改定し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定した。
- ガイドラインは、「Ⅰ 学校部活動」「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」「Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」「Ⅳ 大会等の在り方の見直し」の構成となっている。県及び県教育委員会は、「Ⅰ 学校部活動」に則り、「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」を「神奈川県の学校部活動に関する方針」(以下、「本方針」という。)として改定することとし、その他の項目については、公立中学校における休日の部活動の地域移行に関する神奈川県の方針を別に示すこととした。
- 本方針の基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものである。なお、小学校(義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部を含む。)段階において、学校の教育活動の一環として行われる活動については、児童の発達段階を十分に考慮する。

備考：本方針では、教育課程外の学校教育活動として行われる部活動を「学校部活動」または「部活動」という。また、地域の運営団体・実施主体によって行われる地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動を地域クラブ活動という。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

ア 県教育委員会や市町村教育委員会、学校法人等の学校の設置者は、国のガイドラインに則り、本方針を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。

イ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

部活動顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、前記イの活動方針、活動計画及び活動実績を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 学校の設置者は、前記イに関し、各学校において学校部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、教師だけでなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。
- イ 校長は、教師を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。
- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。
- エ 学校の設置者は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- オ 学校の設置者及び校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- カ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。また、教師ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。部活動指導員が十分に確保できない場合には、校長は、外部指導者を配置し、必ずしも教師が直接休日の指導や大会等の引率に従事しない体制を構築する。
- キ 学校の設置者は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引の普及・活用

ア 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した、学校部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引きを活用して、2(1)に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

(1) 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究において示された休養日や活動時間も踏まえ、以下を基準とする。

- ・ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ・ 休養日は、年間52週と考え、平日及び週末各52日以上に相当する休養日を柔軟に設定し、その際、ひと月のうち、平日及び週末に必ず休養日を設定する。
- ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様とする。

なお、高等学校(中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。)段階においては、各学校において、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていることから、学校の実態に応じて、活動時間を設定すること。ただし、できるだけ短時間に、合理的で効率的・効果的な活動を行うこととしている趣旨を踏まえた適切な活動時間とすること。

(2) 学校の設置者は、1(1)に掲げる「設置する学校に係る部活動の方針」の策定に当たっては、前記(1)の基準を踏まえるとともに、本方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、後記(3)に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

- (3) 校長は、1 (1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、前記(1)の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- (4) 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市区町村共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考える。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等がある。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

イ 県教育委員会及び市区町村教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教師もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

エ 学校の設置者及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

5 学校部活動の地域連携

- ア 学校の設置者及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。
- イ 学校の設置者及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を超え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。
- ウ 学校の設置者は、関係部局と協力の上、スポーツ・文化芸術団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ・文化芸術等の活動を推進する。また、学校の設置者は、部活動顧問や部活動指導員等に対し、指導者の資質の向上を図るための研修等を実施する際、関係する団体に協力を依頼する。
- エ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。
- オ 学校の設置者及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

6 学校単位で参加する大会の見直しについて

学校の設置者及び校長は、部活動が参加する大会等を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や顧問の負担が過度にならないよう、参加する大会等を精査する。

7 見直し

この方針は、必要に応じて見直しを行う。

附 則

この方針は、令和5年4月1日から施行する。